

狛江市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、狛江市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び狛江市議会（以下「議会」という。）への市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期にわたって議会活動をしなない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年条例第13号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 市議会の定例会及び臨時会の本会議並びに狛江市議会委員会条例（平成15年条例第15号）に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 議会活動 市議会の会議等に出席することをいう。
- (3) 公務上の災害 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が長期にわたって議会活動をしなない場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

議会活動をしなない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項に規定する議会活動をしなない期間は、市議会の会議等を欠席した日から起算する。

3 第1項の規定は、議会活動をしなない期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降から市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）の前6箇月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額支給された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に同条第1項の表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6箇月以内の期間において、前条第1項の表に規定する議会活動をしなない期間の区分に応じた割合が異なる場合は、当該割合のうち、いずれか

低い割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により、議員が長期にわたって議会活動をしない場合は、前2条の規定は、適用しない。

(1) 公務上の災害

(2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。))に規定する期間とする。)

(3) やむを得ないと議長が認める事由

(前任期における議会活動をしない期間等)

第6条 この条例の規定により議員報酬を減額されていた議員が再び議員の資格を得た場合には、前任期における議会活動をしない期間及び議員報酬の減額は、現任期における議員報酬及び期末手当にその効力を及ぼさないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月26日 原案可決